



子供の春休みに気を付けたいこと



インターネットの利用に係る被害から子供を守るための対策

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- 氏名等個人を特定される情報を書き込まない。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- 他人のID・パスワードを勝手に使わない。
- 男女関係なく、下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- 利用料金や利用時間を決める。
- 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
- 「家庭のルール」を守れなかった時のルールを決める。



こんな兆候に気をつけて

- ☞ 帰宅時間が遅く、夜遊びや外泊が多くなった。
- ☞ 髪型や服装が派手になった。
- ☞ 保護者の知らないブランド品など高額な品物や大金を持っている。
- ☞ 家族との対話を避けたり、嘘をついたりするようになった。
- ☞ 子供がスマートフォンの中身を見せたがらない。
- ☞ スマートフォンでやりとりする人を教えない。



子供に関する悩み相談

☎ ヤングテレホン広島：082-228-3993

✉ ヤングメール：広島県警察ホームページ内より

※ 西部（広島中央、広島東、広島西、広島南、安佐南、安佐北、佐伯、海田、廿日市、大竹、山県、安芸高田）を管轄する警察署については、

○ 少年サポートセンターひろしま

☎ 082-242-5110（広島県警察）

受付時間／午前9時～午後6時（土・日・祝日・年末年始を除く）

☎ 082-242-7867（広島市教育委員会）

受付時間／午前10時～午後5時（土・日・祝日・8月6日・年末年始を除く）

県警公式

SNS

にて

情報発信中!!



Instagram

X

Facebook

YouTube



hp_maplekun



@HP_maplekun



@HP_maplekun



公式チャンネル

▲二次元コードをスマートフォン等で読み取ってください

令和6年度第1回広島県警察官採用試験

受付期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験
3/1 (金) ~ 4/16 (火) 17:00まで	日程 5/12 (日)	6/1 (土) ・ 6/2 (日)	7/3 (水) ~ 7/9 (火)

1 受験資格

平成4年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方（採用時32歳まで）
令和7年3月に大学卒業見込みの方、既に高校・大学を卒業されている方など

2 資格加点

- ・ 第1次試験で実施する教養試験には各種資格による加点制度があります。
- ・ 柔剣道・英語・中国語・韓国語・情報処理・財務・心理資格・スポーツ実績が対象
詳しくは受験案内をご確認ください。

3 受験案内

受付期間中に広島県庁、広島県警察本部及び広島県内の警察署、交番・駐在所などで配布しています。
県警ホームページにも掲載していますので、そちらもご確認ください。

☎ 734-0001
広島市南区出汐2丁目4番65号
広島南警察署 警務課
電話 (082) 255-0110

皆さんの応募を
お待ちしております



～忘れないで！ネットには危険がいっぱい！～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。ここで、2つの事例を紹介します。

ケース①

女の子同士だと思って写真のやりとりをしたら...

女の子同士で下着姿の写真を交換したAさん



でも相手は実は男性で、Aさんは脅迫されてしまった！



警察署に相談すること...



注意！

SNSで、子供が裸や裸に近い画像等を知らない相手に送ってしまう事象が発生しています。一度ネット上に流出した画像を全て削除・回収することはできません。このような事例では、男の子も被害に遭っています。また、子供が加害者になった事象も発生しています。子供が被害者にも加害者にもならないようにするためにSNSの危険性について子供と一緒に考えておく必要があります。

ケース②

SNSに「家出したい」と書き込んだら親切な人が現れて...

BさんがSNSに「家出したい」と書き込んだら親切な人が声をかけてくれて...



でも相手の家に行ったら、監禁されて性被害にあってしまった！



帰ってこないBさんを両親は泣きながら探しています...



注意！

犯罪者が優しい言葉をかけてきたり、困りごとを助けるふりをして子供に近づき、徐々に子供の信頼を得た上で会約約束をして犯行に及ぶという事象が発生しています。過去には悩みごとをSNSに投稿した子供が相談に乗るふりをした相手と会って、被害を加えられた事象も発生しています。子供がSNS等で知り合った人と安易に会うことがないように、日頃から子供とコミュニケーションをとり、表情や態度の変化に気をつけるようにしましょう。

フィルタリングは必ず設定しましょう！

フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうちの9割が、被害時にフィルタリングを利用していませんでした。フィルタリングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。また、携帯電話機だけでなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守るためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。



親子で見てもらいたいサイトの紹介

●警察庁Webサイト子供の性被害対策
被害防止のためのマンガや動画を紹介
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html



●文部科学省のYouTube公式サイト
「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」の紹介
https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbA0d2f-4u_Mx-BCn13GyWdI



相談は
少年相談窓口へ

警察では、子供や保護者から、インターネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関するあらゆる相談を電話またはメールにより受け付けています。広島県警察の少年相談窓口(ヤングテレホン等)または最寄りの警察署、少年サポートセンターまで相談してください。

ヤングテレホン 082-228-3993 ヤングメール(広島県警察ホームページ内)